

山梨県防災体制のあり方に係る提言骨子(案)

平成26年7月29日

山梨県防災体制のあり方検討委員会

一 目次 一

I 県災害対策本部の設置基準及び職員の配備態勢 (P4)

- ①災害対策本部に係る、災害種別毎の立ち上げ基準を明確にすべき
- ②職員の配備態勢(第1配備、第2配備、第3配備)を見直すべき
- ③どの配備段階でも、速やかに災害対策本部に移行できる体制とすべき

II 本部体制 (P5)

- ①指揮命令系統を統一するために、県の災害対応体制(組織)そのものを見直すべき
- ②各部局の役割分担を全庁的に明確化すべき
- ③発災の初期段階からの、全県的な防災関係機関や企業(団体)、公共的団体等との幅広い連携体制の構築や、総合的な調整機能を強化すべき
- ④本部(事務局)執務環境を見直すべき
- ⑤県地域防災計画の雪害対策に係る記述について、今回の経験を踏まえて充実を図るべき
- ⑥府内外で各防災関係機関が状況認識を統一する総合的な情報システムを導入すべき
- ⑦防災関係機関や公共的団体等との状況認識を統一するための情報共有の仕組みを導入すべき
- ⑧県内の道路除雪体制を確立すべき

III 初動体制 (P10)

- ①初動体制職員や県幹部等の非常参集のあり方を見直すべき

IV 事務局体制 (P10)

- ①事務局体制を充実強化すべき
- ②市町村の要請を先取りして支援できるように、緊急対応時は本部事務局要員を大幅に増員すべき

V 災害ボランティアの受入・活用 (P12)

- ①災害ボランティアの受入・活用について、県内外の広域連携の支援体制を充実強化すべき

VI 情報収集体制 (P12)

- ①(発災直後等からの)被害状況、救援要請状況等の迅速・確実な収集・整理体制を構築すべき
- ②孤立集落(支援が必要な集落)、要配慮者等の状況を速やかに把握できるようにすべき
- ③大災害に備え、広域連携に必要な被災者台帳、要配慮者台帳を全県的に共有できる体制を早期に整えるべき
- ④市町村、防災関係機関等からの情報収集手段や体制を充実強化すべき
- ⑤様々な情報収集ルートやIT情報システムからの諸情報を、総合的なシステム等に統合すべき

- ⑥道路・交通情報、電力、通信、ガス・水道等のライフライン情報を、県で集約し、市町村(県民)へ情報を配信すべき
- ⑦災害発生時の職員関係者の安否、居場所、収集可否(収集予定場所)の確認に係る改善策を検討すべき

VII 情報提供体制 (P15)

- ①県の災害時広報についての体制を見直し、充実強化を図るべき
- ②様々なツール(テレビ、ラジオ、HP、ツイッター、公共情報コモンズ、緊急速報メール、等々)の充実、活用と連携強化を図るべき
- ③住民等の自助や公助に係る日頃からの備えや災害時の初動対応に係る、県からの広報のあり方を検討すべき

VIII 県民相談体制 (P16)

- ①各種の相談に迅速かつ的確に対応できる体制を構築すべき

IX マスコミへの対応 (P17)

- ①報道対応体制を再構築し、情報提供窓口を一元化すべき
- ②プレスルームを設置し、定時の報告、資料提供を可能とすべき
- ③ITを活用した迅速、正確、かつ確実な情報提供の仕組みを構築すべき

X 研修・訓練のあり方 (P18)

- ①防災に関する諸々の研修や訓練を、実践的で効果的なものに改革すべき
- ②人事異動や人事配置、研修や訓練の積み重ねを通じて、本県の防災対策の中核を担うる人材育成を強化すべき
- ③市町村幹部(含・首長)の防災・危機管理研修を実施、充実すべき

XI 市町村の体制強化・支援 (P19)

- ①市町村における全般的な応急対策体制づくりを支援すべき
- ②市町村の情報収集・共有、県への報告、住民への情報伝達を迅速、正確、確実に行える
27 市町村共通の仕組み・ツールを導入すべき
- ③自助、共助力を高める施策を充実すべき

山梨県防災体制のあり方検討委員会・「提言骨子（案）」

Ⅰ 県災害対策本部の設置基準及び職員の配備態勢

【現状・課題】

- ・ 現行の設置基準のうち「災害が広範な範囲にわたり、又はわたる恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき」との規定はあるが、県本部を立ち上げる際は「第3配備態勢」（全職員態勢）となっているため、本部設置のハードルがきわめて高い。
- ・ 県災害対策本部を早期に設置し、各市町村及び各消防本部等の防災関係機関との連携強化を図る必要がある。

【提言】

①災害対策本部に係る、災害種別毎の立ち上げ基準を明確にすべき

- ・ 本部を設置する際は、必ずしも全職員の参集ではなく、災害の態様に応じた段階的な参集体制を構築すべきである。
- ・ 具体的には、本部設置規定のある震度6弱以上の地震災害や、噴火警戒レベル5（避難）となる富士山火山噴火以外にも、風水害や豪雪など、代表的な災害の種別ごとに設置基準を設ける必要がある。

【現状・課題】

- ・ 現状では、特に第2配備（気象警報レベル）と第3配備（本部設置時に全職員参集）でギャップが大きいため、大型台風の接近時や豪雪が見込まれる場合等に、適切な警戒態勢が取りづらい。

【提言】

②職員の配備態勢（第1配備、第2配備、第3配備）を見直すべき

- ・ 大型台風の接近時や相当量の豪雪など、相当規模の災害が発生する恐れのあるときには「災害警戒本部」を設置して警戒態勢を強化する等、段階的な配備態勢を構築すべきである。

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪時は、大雪警報が発表された日の夜、大半の職員が帰宅したために、翌日の速やかな登庁が困難になった。
- ・ 市町村からは、全職員へ参集を呼びかけるも、大雪のため徒步となることを想定し、気象状況を考え、早めの参集を考えるなどの意見があった。

【提言】

③どの配備段階でも、速やかに災害対策本部に移行できる体制とすべき

- ・ 風水害や豪雪災害などにより、大規模な災害が起きる可能性や交通網の途絶・寸断の可能性が予見される場合は、先行的に職員（含・幹部）の非常招集や初動期の的確な業務遂行が行える体制を整える必要がある。
- ・ 警報発表時の土砂災害警戒体制、水防本部から速やかに災害対策本部へ移行できるように、県土整備部と防災危機管理主管部（現行は課）の連携を深めるべきである。

II 本部体制

【現状・課題】

- ・ 県災害対策本部の本部長は知事、副本部長は副知事、総務部長、県警本部長、本部事務局長は防災危機管理監となっている。
但し、指揮命令系統上、本部事務局長が各部局長を統括して調整を行う旨の位置づけ（規定）が明確となるように、災害対応体制を見直すことが必須である。
- ・ また、災害対策本部事務局（8班体制）と、各部局との関係や指揮命令系統が不明確であるため、本部事務局（特に総合調整班）の各部局に対する統制が發揮できていない。
- ・ 県土整備部対策本部は本館の7階、県医療救護対策本部は本館5階にそれぞれ設置されているため、県災害対策本部事務局（防災新館4階）との連携や情報共有等に課題がある。

【提言】

①指揮命令系統を統一するために、県の災害対応体制（組織）そのものを見直すべき

- ・ 責務と権限を明確にし、指揮命令系統を統一することは、危機管理である災害対応には欠かすことができない。円滑な災害対応を確実に実施するためには、災害時に防災危機管理部門のトップ（現状では、防災危機管理監）に与える役割と権限は、防災訓練の実施や防災計画の見直しなど、平常時の防災施策の展開においても同様に適用すべきである。
- ・ このため、指揮命令系統上、防災危機管理監を知事直属とし、災害対応の指揮者として各部局長を統括して調整を行う旨の位置づけ（規定）が明確になるよう、災害対応体制を見直すべきである。その際、防災対策を主管する部署の職員には、十分な経験とスキルを兼ね備えた者を配置すべきである。
- ・ 同様に、防災対策主管部署は、防災危機管理監の指揮下で災害対策本部事務局として各部局の調整を図るとともに作戦計画立案の機能を果たすため、技術専門職を含む人員の拡充を図り、防災危機管理主管部等の組織として充

実強化させるべきである。また、災害対策本部事務局（8班体制）と各部局との関係や指揮命令系統が明確になるよう、事務局の編成や権限、各部局との関係等を見直すべきである。

- ・ また、大規模災害の発生時等には、全県の道路状況や医療機関等の重要な情報を、県幹部や災害対策本部事務局等ができるだけ迅速に把握した上で、応急対策を協議し対応する必要がある。したがって、現状の災害対策本部、県土整備部対策本部、医療救護対策本部の3本部の関係を見直し、指揮命令系統や情報の一元化を図るべきである。

【現状・課題】

- ・ 県地域防災計画（資料編Ⅰ・P17～21「山梨県災害対策本部活動要領」第5条（別表））で、本部設置時の各部局・各課室の業務分掌が定められているが、多くは平常時業務の延長線上での規定である。また、物資調達等、関わる課室が複数になる業務について、整理されているとは言いたい。

このままでは、大規模災害時（特に初動期）に繁忙を極める部署と、応急対策業務が少ない部署に二極化する恐れがある。

【提言】

②各部局の役割分担を全庁的に明確化すべき

- ・ 山梨県災害対策本部活動要領に定められている各部局（課室）の業務分掌は、平常時業務の延長上での規定だけでなく、本県で大規模な災害が発生した際に、全庁体制で初動段階から適切に対処しうるよう、各部署の適切かつ具体的な業務分掌、及び部署間の応援に係る規定、並びに、県災害時業務継続計画（B C P）など、時系列での各部署ごとの行動計画を整備・充実すべきである。
- ・ また、物資調達など、複数の部局（課室）が関わる業務については、それぞれの部局（課室）が担う役割や業務内容等を明確にすべきである。

【現状・課題】

- ・ 本年2月の豪雪災害時には、2月17日に県災害対策本部が設置されたが、その際にリエゾン（連絡員）が本部（事務局室）に参集したのは、主に自衛隊、NEXCO中日本、国交省、応援県（新潟県、静岡県、長野県）等であり、主要なライフライン関係機関（交通、電気、通信等）の多くは参集しなかった。県も、それらの機関に参集を要請しなかったため、ライフライン関係等の情報の速やかな共有について課題があった。
- ・ 各防災関係機関の連絡先をまとめた十分な資料がなく、連絡時にインターネット等で確認しなければならなかった。また、雪害時に、道路情報の確認を行ったが、情報が一元的に管理されておらず、国道、県道等で複数カ所に確認を行わなければならなかつたとの指摘もあった。

- 主要幹線道路の除雪に時間要したことによる交通網の麻痺により、電力会社等が災害現場に到着できなかつたり、物流の停滞や帰宅困難者の発生など、社会生活に大きな影響を与えた。

【提言】

③発災の初期段階からの、全県的な防災関係機関や企業（団体）、公共的団体等との幅広い連携体制の構築や、総合的な調整機能を強化すべき

- 各防災関係機関で状況認識の統一を図り、相互連携しつつ適時適切に応急対策を講じていくために、県が災害対策本部立ち上げる際には、災害の態様を踏まえて、関係する機関が速やかに本部に適切な連絡員（リエゾン）を送り込む体制を構築することが望ましい。
- 災害対策本部室にリエゾンを配置し、各リエゾンに担当部局を割り当て、リエゾンとの情報共有、協議を可能とすべきである。道路協議のように、複数の関係機関のリエゾンと複数の部局、県警本部にわたる重要な協議は、状況認識の統一を図りながら災害対策本部室で行い、協議結果としての交通規制を災害対策本部員に周知し、かつ総合防災情報システムに反映させる等、迅速かつ的確な意思決定、情報伝達を徹底すべきである。

【現状・課題】

- 2月の雪害時に本部事務局室の各班にノートPCが配置されていたが共有フォルダへの同時アクセスが困難であつたり、府内LANに接続できないため、府内外へのメール送受信ができなかつた。
- 職員ポータルの共有フォルダ機能を使えない等の制約もあつた。
- 本部事務局室で使用するコピー機等については、必要数を確保する必要がある。
- 多数の職員が事務局室等で仮眠していたが、寝具（寝袋、マット等）が不足していた。

【提言】

④本部（事務局）執務環境を見直すべき

- 本部事務局室で活用するPCについては、各班及び各部局等との情報の受伝達と共有や効率的にできるよう、総合的な防災情報システムの導入を推進するとともに、当面、府内LANへの接続により、メールの送受信や共有フォルダの活用などができる環境を整備することが望ましい。
- また、夜間、府舎内に宿泊して応急対応にあたる職員のために、寝具やマット類の必要数を確保する必要がある。

【現状・課題】

- ・ 現状では、本編のP37～38に16行（予防計画）、P137～138に約1ページ半分（応急対策）の記述があるが、「農業」と「道路管理」に限られており、今回の豪雪災害に適切に対応できる内容となっていない。

【提言】

- ⑤県地域防災計画の雪害対策に係る記述について、今回の経験を踏まえて充実を図るべき
- ・ 今回の豪雪災害の経験を踏まえて、今後、同様の降雪があったとしても、適時適切に対処できるよう、内容の充実を図るべきである。

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害では、本部事務局と各部局が同じ市町村等に対して重複して情報を収集し、その内容が相互に相違していたり、所管部署が収集した情報を複数の関係機関に伝達するのに相当な時間を要したりと、各種情報の収集・伝達・共有・県民等への広報などに関して、抜本的に改善すべき多くの課題が顕在化した。
- ・ こうした課題に対処するため、近年、一部の都道府県等で、地域と市町村、都道府県、防災関係機関などがリアルタイムで必要な情報を共有できる、ITを活用した「総合防災情報システム」を導入（又は検討）する動きが顕著になっている。

また政府も、国の総合防災情報システム（中央省庁間で共有化）を都道府県の防災情報システムと連携させ、リアルタイムで情報収集・集計する事業に着手（H26年度～）している。

【提言】

- ⑥府内外で各防災関係機関が状況認識を統一する総合的な情報システムを導入すべき

- ・ 総務省が平成27年度末までにすべての都道府県に「公共情報コモンズ」※を導入するよう呼びかけていることから、上記の防災情報システムは「公共情報コモンズ」とシステム連携させることが望ましい。（※自治体が住民等に知らせる重要な防災情報を集約して、各種メディアに発信する仕組み）

その他、携帯電話の緊急速報メールや登録制メール配信、防災ツイッターライ等のSNSなどとシステム連携されることにより、県や市町村が防災情報システムに情報入力すれば、ほぼ自動的に各種の防災情報伝達メディアに配信される仕組みを構築することが望ましい。

- この総合的な防災情報システムの導入にあたっては、その後のシステムの改良や参画機関への教育・研修が円滑に行われる体制の構築が重要である。

【現状・課題】

- 2月の豪雪災害では、高速道路や国管理の国道、県管理の県道・国道、林道、農道、市町村管理の道路など、道路管理者が異なるために、全ての道路関係情報を一覧で把握できる仕組みが作られておらず、県全体の道路状況の把握に困難を極めた。

【提言】

⑦防災関係機関や公共的団体等との状況認識を統一するための情報共有の仕組みを導入すべき

- 県本部（事務局）において、大型の地図やITを活用した地理情報システム等を用いて、全県の道路情報や、重大な災害の発生状況、救援部隊の展開状況等が一日で分かる「災害対策地図」の迅速・確実な記入（入力）及び情報共有が可能となる体制を構築する必要がある。
- また、ツイッター等のSNS活用や、府内LANへの接続による共有フォルダの活用により、大量のデータを効率的に整理したうえで、防災関係機関や県民等が閲覧、検索できる仕組みを構築する必要がある。

【現状・課題】

- 国道、県道、市町村道の管理者がそれぞれ異なることや、除雪依頼業者が管理者間で重複している等の課題があり、全県的に適切な役割分担や優先順位を踏まえた除雪体制を十分に確立することができなかった。
- 今回の主要道における雪害は、積雪等によるスタック車両が多発し、そのため多くの車両が身動きできなくなり、さらに除雪車の作業を妨げてしまい、多くの車両が数日間動けない状況となった。
- 災害拠点病院、災害支援病院に通じる幹線道路の除雪が進まないかぎり、救急搬送される患者の受け入れや医薬品の搬送等に支障をきたす。

【提言】

⑧県内の道路除雪体制を確立すべき

- 国道、高速道路、県道、市町村道等の管理者、及び除雪依頼業者が適切に協議、連携して、全県的に適切な役割分担や優先順位を踏まえた除雪体制を確立する必要がある。
- 特に、災害拠点病院、災害支援病院等の災害時医療拠点に通じる幹線道路等の除雪については、人命救助に関わる救急搬送の必要性に応じて、道路啓開を優先的に行うことが重要である。

III 初動体制

【現状・課題】

- ・ 現状では、県内で「震度6弱」以上の地震が起きた時のみ、初動体制職員（徒歩30分以内で登庁可能な職員・60名余）が本庁舎や合同庁舎に参集する仕組み。
- ・ 他の大規模な災害で交通網が途絶・寸断した場合（全県的な豪雪や風水害等）には、初動体制職員の参集ルールがないため、勤務時間外に発災した場合の初動対応に不安がある。
- ・ 「県職員災害対応ハンドブック」では、「交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、合同庁舎等最寄りの県の機関に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受ける」とあるが、一次参集先や初動対応業務に係る明確な規定がない。

【提言】

①初動体制職員や県幹部等の非常参集のあり方を見直すべき

- ・ 大規模災害の発生時、又は発生の危険性が高まった時には、災害の種別を問わず、速やかに初動体制職員や県幹部等が参集できる体制を充実強化する必要がある。
- ・ このため、初動体制職員については、「県内で震度6弱以上の地震発生」という現行の参集基準に加えて、豪雪や豪雨等により交通手段が寸断・途絶した場合の参集基準を定める必要がある。
- ・ また、応急対策の中核を担う県幹部や県災害対策本部事務局員等が速やかに登庁できるよう、風水害や豪雪などで広範に交通が途絶する恐れがある場合には、予め発災前の警戒段階から早期に参集する、等の体制を確立する必要がある。

IV 事務局体制

【現状・課題】

- ・ 現行の体制では、事務局スタッフ全般の災害対応スキルが未熟なため、2月豪雪災害時に明らかになったように、災害対応ノウハウを持った一部のスタッフ（防災危機管理課職員等）に業務や問い合わせが集中した。
- ・ 各部局から総合調整班に派遣された連絡員は担当者レベルであり、各部局幹部との調整を担うには、不十分であった。
- ・ 現在の8班体制（総合調整班、情報収集班、通信班、報道班、県民相談班、物資調達班、避難・輸送対策班、建築物・廃棄物対策班）では十分に対応できない業務（例：国會議員等の賓客への応対、消防・自衛隊・警察等のヘリコプターの運航調整、等）が見られた。
- ・ 本部の各事務局班と各部局の連携や指揮系統が不明確であった。

【提言】

①事務局体制を充実強化すべき

- ・ 現行の災害対策本部事務局運営マニュアルを抜本的に充実するとともに、各班毎の研修や訓練を積み重ねたうえで、実効性ある総合的な図上訓練を定期的に実施し、課題を検証して改善に結びつける継続的な取組が必要である。

この取り組みを遂行する上で、防災主管課のマンパワーモードを充実強化することが重要である。

- ・ また、現在の8班体制では十分に対応できない、来庁する多数の賓客への応対、消防・自衛隊・警察等のヘリコプターの運航調整、県内外からの災害ボランティアへの対応等の業務については、それを分掌する班を新たに設ける必要がある。

- ・ さらに、各部局から総合調整班に派遣する連絡員（調整員）は、各部局長等との橋渡しや調整ができる職位の職員を配置すべきである。

併せて、事務局班と各部局の連携強化及び指揮命令系統の明確化を進めることも、重要である。

【現状・提言】

- ・ 市町村等から救援物資など、多数の要請が寄せられた場合は、現行の人員体制では“後追い”になりやすい。

【提言】

②市町村の要請を先取りして支援ができるように、緊急対応時は本部事務局要員を大幅に増員すべき

- ・ 災害対策基本法第73条には、市町村が被災し対応が困難となった場合、県が市町村に代わって緊急措置をすることが規定されている。とくに規模の小さな市町村では職員数が少ないため、防災担当職員に過度な負担が強いられ、県への報告や要請が滞りがちである。そこで、災害対策本部事務局に市町村連絡担当職員を配置し、総合情報システムにより各市町村の対応・被害状況を閲覧しながら、市町村の先取り支援を可能とする体制を整えるべきである。また、災害時には市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣することにより、本部の連絡担当職員との間で情報共有を図れば、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整えるべきである。

V 災害ボランティアの受入・活用

【現状・課題】

- ・ 災害ボランティアの活動がどのようなものか、またどこがどのような業務を行うのか、県対策本部等に係る人員が十分に理解されていなかった。また、県災害救援ボランティア本部体制については、実動が伴わない状態になっており、今回の雪害で県災害救援ボランティア本部の構成団体は個別対応になってしまった。
- ・ 災害ボランティア活動における、リアルタイムな情報の共有ができなかつた。今回のボランティア活動の終盤では、ボランティアの不足している市町村と、ボランティアが余っている市町村など、日々、刻々と変わるニーズに対応するための需給調整ができなかつた。

県災害救援ボランティア本部と、被災した市町村、被災市町村間も含め、情報連携の不足が原因と思われる。また、他都道府県からの受け入れについても整理する必要がある。

【提言】

①災害ボランティアの受入・活用について、県内外の広域連携の支援体制を充実強化すべき

- ・ 災害ボランティアの活動がどのようなものか、またどこがどのような業務を行うのか、県対策本部等に係る職員が、平時から理解を深める必要がある。
- ・ 大規模災害時に、県内外からの災害ボランティア派遣に係る数多くの申し入れと、各地域の膨大なニーズを適切に調整するためには、県社会福祉協議会が中心になって担う県災害救援ボランティア本部（本部・県社協）だけでは不十分であり、県災害対策本部事務局の中に、様々な災害ボランティアの広域的な調整を担う機能を設け、関係機関と連携しながら対処する仕組みづくりの構築を検討すべきである。

VI 情報収集体制

【現状・課題】

- ・ 大規模地震の発生などで、交通、通信、電気等のライラインが途絶した状況になっても、県下各地の被害状況や救援要請状況などが迅速、正確、かつ確実に把握できるソフト、ハードの両面の対策を、防災行政無線や衛星携帯電話以外にも継続的に検討すべき。
- ・ 市町村からの情報収集について、各担当から同様の問い合わせがあるなど、混乱をきたした。

【提言】

①(発災直後等からの)被害状況、救援要請状況等の迅速・確実な収集・整理体制を構築すべき

- ・大規模地震の発生などで、交通、通信、電気等のライラインが途絶した状況になっても、県下各地の被害状況や救援要請状況などが迅速・確実に収集して把握できるようにするとともに、各種の膨大な情報を、課題別や重要度の区分などにより整理できる体制を構築する必要がある。
- ・地域や避難所、学校等における住民や生徒等の安否確認を県下で統一的に行うことのできる情報管理システムの構築を検討する必要がある。

【現状・課題】

- ・2月の豪雪災害時には、支援を必要とする孤立集落について、明確な定義がなされておらず、全県的な状況把握にも時間を要した。

【提言】

②孤立集落(支援が必要な集落)、要配慮者等の状況を速やかに把握できるようすべき

- ・2月の豪雪経験も踏まえて、支援を必要とする孤立集落の定義を明確にするとともに、災害時に速やかに孤立集落の状況が把握できる体制を構築する必要がある。
- ・また、平成25年6月の災害対策基本法改正を踏まえて、全ての市区町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられたことも援用して、災害時に市町村が集落ごとに支援が必要な要援護者を確実かつ迅速に把握できる体制の構築を、県として支援していく必要がある。

【現状・課題】

- ・平成24年6月の災害対策基本法・改正により、市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとなった。
- ・平成25年6月の災害対策基本法・改正により、市町村には平時より「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられ、災害発生時には、(傷病者等の生命を救う等の目的で)必要に応じて関係機関にその情報を提供できる旨、規定された。

【提言】

③大災害に備え、広域連携に必要な被災者台帳、要配慮者台帳を全県的に共有できる体制を早期に整えるべき

- ・ 災害対策基本法・改正により、市町村に作成が義務づけられた「避難行動要支援者名簿」や、市町村に対して作成することが望ましいとされた「被災者台帳」を活用し、災害時に市町村域を越えて、複数の市町村や県が広域避難者等を連携して支援することができるよう、それらの名簿や台帳に係る情報を必要に応じて迅速に伝達し共有できる仕組みの構築を検討すべき。

【現状・課題】

- ・ 大規模災害を想定すれば、市町村は災害対応に忙殺され、庁舎の一部損壊や現状の通信手段を喪失する。
そのような劣悪な情報通信環境にあっても、市町村が被害や救助要請等の情報を収集し、県と情報共有ができる環境に、ITを駆使して取り組まなければならない。

【提言】

④市町村、防災関係機関等からの情報収集手段や体制を充実強化すべき

- ・ 市町村が災害対応に忙殺されたり、庁舎や通信機器等の損壊により、県との通信が途絶した場合にも迅速かつ確実に、防災関係機関等と適切に連携して、被害状況や要請状況を把握できる体制を構築する必要がある。

【現状・課題】

- ・ 現在、県で運用している様々な防災情報システム（防災気象情報、県管理道路規制情報、主要河川水位情報、土砂災害危険度メッシュ情報、国民保護（安否確認）情報、等々）が、それぞれ個別に運用されているため、包括的な防災（災害）情報を一元的に把握しにくい。
- ・ 道路関係でも、高速道路や国、県、市町村がそれぞれ管理する道路の状況について、それぞれ別々に情報発信されているため、道路全般の状況を把握することが難しい。
- ・ 防災に関するシステム等が多種多様になっており、緊迫した状況の中で、市町村が情報発信等には困難が伴う。

【提言】

⑤様々な情報収集ルートやIT情報システムからの諸情報を、総合的なシステム等に統合すべき

- ・ 現在、県で運用している防災気象情報や県管理道路規制情報、主要河川水位情報、土砂災害危険度メッシュ情報、防災ツイッターなど様々な防災情報システムの諸情報を、統一した総合的な防災情報システムに可能な限り集約し、又は連携を強化することにより、同一画面で見られるようにしたり、入力の重複を省いたりする必要がある。

【現状・課題】

- 各種のライフライン情報が、それぞれの機関から別個に提供されているため、一元的な状況把握が困難である。
- 高速道路と並行路線となる国道等の連携（情報交換）や、その情報発信が重要であるが、通行止の情報を、事前に道路管理者間で交わせたとは言えず、各管理者の対応が後手になったのではないか。また、市町村への情報提供が不足していたのではないか。

【提言】

⑥道路・交通情報、電力、通信、ガス・水道等のライフライン情報を、県で集約し、市町村（県民）へ情報を配信すべき

- 各種ライフライン情報を集約し、各機関や県民等に分かりやすい一覧情報として提供していくことが望ましい。
- 市町村や県民、来県者等が、テレビやラジオ、携帯電話、パソコン、ツイッター等の多様な情報伝達手段を通じて、各種のライフライン情報をできるかぎりリアルタイムで把握できる仕組みづくりに向けて、取り組みを進める必要がある。

【現状・課題】

- 大規模災害の発生時に、県職員やその家族の安否確認や、非常参集場所の確認を速やかに行う体制が構築されていない。

【提言】

⑦災害発生時の職員関係者の安否、居場所、参集可否（参集予定場所）の確認に係る改善策を検討すべき

- 大規模災害の発生時に、県職員やその家族の安否確認や、非常参集場所の確認を速やかに行う体制を構築することが重要である。

VII 情報提供体制

【現状・課題】

- 2月の豪雪災害時には、一時的に県からの被害状況速報の「やまなし防災ポータル」への掲載が途切れたり、防災危機管理監や防災危機管理課長などの災害対応の中核を担う幹部職員が報道対応や国会議員等の対応に追われる等の課題があった。
- 県内各市町村の被害実態の把握が遅れた。特に、2月15日（土）～16日（日）の2日間は被害情報が少なく、特に孤立世帯については、実態がなかなか把握できなかった。その間、県ホームページでの情報更新の遅滞

もあった。

- ・高齢者等向けの情報伝達方法も課題である。

【提言】

①県の災害時広報についての体制を見直し、充実強化を図るべき

- ・県本部の対応状況全般を、できるだけリアルタイムで把握し、定期的にプレスリリースや記者会見を行える体制を構築する必要がある。

【現状・課題】

- ・近年、県民や観光客（含・外国人）に対して、速やかな情報伝達を可能とする様々なメディアやITシステムが開発されているが、本県ではそれらを十分に活用しているとは言い難い状況にある。

【提言】

②様々なツール（テレビ、ラジオ、HP、ツイッター、公共情報コモンズ、緊急速報メール、等々）の充実、活用と連携強化を図るべき

- ・災害時に多数のツールに別々に入力することは手間がかかり、情報伝達の遅延にもつながる。

できるかぎり、総合的な防災情報システムに一度入力すれば、そこからほぼ自動的に各種ツールに必要な情報が流される仕組みを構築する必要がある。

【現状・課題】

- ・多くの県民等が目にし平時からの家庭や地域における備えや訓練、また災害時の安全確保や要配慮者の具体的な支援方法など、分かりやすい広報のあり方を検討する必要がある。

【提言】

③住民等の自助や公助に係る日頃からの備えや災害時の初動対応に係る、県からの広報のあり方を検討すべき

- ・各種県広報、県ホームページはもとより、防災啓発プログラムの充実を推進する必要がある。

VIII 県民相談体制

【現状・課題】

- ・県や市町村に寄せられる県民や観光客、企業等からの多岐にわたる相談を、その種別毎に最適に対応できる相談窓口機関にワンストップでつなぐことのできる体制を構築する必要がある。

また、災害が長期にわたることを想定し、継続的な対応を行う必要がある。

【提言】

①各種の相談に迅速かつ的確に対応できる体制を構築すべき

- ・ 災害対策本部における県民相談の体制の充実・強化を進めるべき。

IX マスコミへの対応

【現状・課題】

- ・ 県本部・事務局や各部局で、情報の一元化がなされていなかった。
- ・ 取材に対する県の窓口は「報道班」で一本化することになったが、問い合わせ内容に回答できない場合が多く、結局、担当部署に再度、問い合わせる形になった。取材側が2度手間になるだけでなく、担当者にも問い合わせが殺到した。

報道担当者が、隨時、全般的な状況を把握したうえで、報道対応できる体制を構築する必要がある。

【提言】

①報道対応体制を再構築し、情報提供窓口を一元化すべき

- ・ 県本部・事務局や各部局を通じて情報の一元化を図り、報道対応の責任者が全般的な状況を把握したうえで応対できる体制を構築する必要がある。

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害では、特に初期の段階でプレスリリースが定時に行われず、まとまった記者会見の機会も不十分であった。

【提言】

②プレスルームを設置し、定時の報告、資料提供を可能とすべき

- ・ 災害の態様に応じて、適切な頻度により、定時の記者会見ができる体制づくりを進める必要がある。

【現状・課題】

- ・ 主な情報源は市町村にある。県の集計結果だけでなく、市町村の被害・対応状況も、ITを活用して、迅速に情報収集できる体制の構築を検討する必要がある。

【提言】

- ③ＩＴを活用した迅速、正確、かつ確実な情報提供の仕組みを構築すべき

X 研修・訓練のあり方

【現状・課題】

- ・ 近年、年に1～2回程度実施している「総合図上訓練」は、主として災害対策本部・事務局職員が参加するものであり、全庁的な参加ではないため、県職員全体の災害対応能力の向上に結びついていない。
- ・ 地震防災訓練等の実動訓練において、各機関が技能を披露する（いわゆる）「展示型」訓練が中心となっているが、実際に当地で大規模災害が起きた時に地域住民や関係機関が適切に対応、連携できるようにするための、課題解決策の検証という目的を明確にし、より実践的な訓練となるよう改革していく必要がある。

【提言】

- ①防災に関する諸々の研修や訓練を、実践的で効果的なものに改革すべき

- ・ 県が行う各種の防災訓練について、東海地震や豪雨（豪雪）災害、富士山噴火など、代表的な大規模災害の種別ごとに、事務局各班や各部局等が密接な連携のもと、初動対応から秩序だって時系列で適切に対応できるよう、事務局や各部局の災害対応マニュアルや災害時業務継続計画（ＢＣＰ）等を見直し充実させることが必要である。
- ・ 総合的な訓練の実施にあたっては、事前に事務局各班毎や各部局毎の研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施、その終了後は、各対応を検証して課題を把握し、マニュアルの見直し等に反映させることが重要である。
- ・ 地震防災訓練等の実動訓練にあたっては、各機関が技能を披露する「展示型」の訓練だけでなく、実際に当地で大規模災害が起きた時に地域住民や関係機関が適切に対応、連携できるようにするための、課題解決策の検証という目的を明確にし、より実践的な訓練となるよう見直していく必要がある。
- ・ これらの取り組みを本格的に実施するためには、防災主管課のマンパワーモードを強化する必要がある。

【現状・課題】

- ・ 現在、防災危機管理課に自衛官OBや県警察から災害対応経験を有する職員が在籍（派遣）し、県職員と共に仕事をすることで一定の相乗効果は上がっている。しかし、県職員は2～3年で異動するケースが多く、災害対応や防災啓発にリーダーシップを発揮する人材が育ちにくい。

【提言】

②人事異動や人事配置、研修や訓練の積み重ねを通じて、本県の防災対策の中核を担いうる人材育成を強化すべき

- ・ 本県において今後想定される東海地震や富士山火山噴火、大規模な風水害などの様々な災害に対する予防対策や、災害発生時の応急対策を適切に担いうる職員を確保するためには、職員の人事異動や各種の研修への参加等を通じて、長期的な視点から体系的に育成していく視点が重要である。

【現状・課題】

- ・ 昨年10月の台風26号による伊豆大島での大規模土砂災害等の教訓を踏まえて、災害時の自治体首長の危機管理に係るトップマネジメントの重要性が、国（消防庁等）において強く認識されている。

【提言】

③市町村幹部（含・首長）の防災・危機管理研修を実施、充実すべき

- ・ 災害時の自治体首長等の危機管理に係るトップマネジメントの重要性が、国（消防庁等）において強く認識されるようになったことも踏まえて、本県においても、県や市町村の首長や幹部に対する危機管理（トップマネジメント）研修について、検討することが望ましい。

X I 市町村の体制強化・支援

【現状・課題】

- ・ 2月の豪雪災害時に、多くの市町村において、防災主管課が災害対応に追われる一方で、比較的余裕のある部署も多く見られた。
- ・ 県においても、昨年度から今年度にかけて全市町村を訪問して「市町村災害対応力強化支援事業」を実施することとしている。

【提言】

①市町村における全庁的な応急対策体制づくりを支援すべき

- ・ 2月の豪雪災害の教訓も踏まえて、大規模災害時に市町村が全庁体制で対応できるよう、県の平時からの支援策の一層の強化を図る必要がある。

【現状・課題】

- ・ 現状では、市町村と県の間で、主に電話やファックスにより情報伝達を行っている。報告案件の数が増えると、県側で取りまとめに時間がかかる。こうした課題に対し、ITも有効に活用しつつ、27市町村で共通して情報伝達を迅速・確実に行える仕組みづくりに取り組む必要がある。
- ・ 県としても、市町村の大まかな被害情報を把握した時点で、必要な救援

物資の量を見積もるなど、市町村からの要請を先取りした対応ができる体制の構築に努める必要がある。

【提言】

②市町村の情報収集・共有、県への報告、住民への情報伝達を迅速、正確、確実に行える 27 市町村共通の仕組み・ツールを導入すべき

- ・ 現状では、市町村と県の間で、主に電話やファックスにより情報伝達を行っており、報告案件の数が増えると、県側で取りまとめに時間がかかることから、ＩＴを有効に活用し、27 市町村で共通して情報伝達を迅速・確実に行える仕組みづくりに取り組む必要がある。
- ・ 県としても、市町村の大まかな被害情報を把握した時点で、必要な救援物資の量を見積もるなど、市町村からの要請を先取りした対応ができる体制の構築に努める必要がある。

【現状・課題】

- ・ 自助、共助、公助の役割分担を明確にするとともに、家庭における自助や地域における共助を充実させることが、県全体の防災力を高めていくうえで、極めて重要である。

【提言】

③自助、共助力を高める施策を充実すべき

- ・ 県民一人ひとりが、地域に起こり得る災害の特性をしっかりと理解し、それを踏まえて、日頃からの備えに努めるとともに、災害時に適時適切な対応ができるよう、県内の災害履歴を収集、整理するとともに、家庭や学校、地域等における、防災に係る実践的な教育、啓発、訓練を、より一層推進することが必要である。